

中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号の福祉有償運送をいう。以下同じ。）の必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、施行規則第51条の7第1号の運営協議会として中間市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 申請（法第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）の申請をいう。）に係る福祉有償運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることの困難の有無及び地域における必要な旅客輸送を確保するための要否に関する事。
- (2) 法第79条の8第1項の旅客から収受する対価に関する事。
- (3) 協議会において協議が調った事項の変更に関する事。
- (4) 福祉有償運送のサービス内容その他の福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから中間市長（以下「市長」という。）が就任を依頼する。

- (1) 市長又はその指名する中間市の職員
- (2) バス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 中間市民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- (5) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 中間市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人その他の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 委員は、任期中であっても、前条第2項各号に掲げる身分を失ったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。ただし、市長が委員でないときは、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(委員の代理)

第7条 委員は、会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員は、代理人を出席させる旨及び当該代理人の氏名をあらかじめ会長に通知しなければならない。

2 前項の規定により代理人が出席した場合における前条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「委員」とあるのは「委員（代理人を含む。）」と、第3項中「出席委員」とあるのは「出席委員（代理人を含む。）」とする。

(書面会議)

第8条 協議会は、特に必要と認められる場合又は次に掲げる事項について協議する場合は、書面による会議（以下この条において「書面会議」という。）を行うことができる。

(1) 第2条第1号に掲げる事項（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録の申請を行う場合に限る。）

(2) 第2条第3号に掲げる事項（軽微な変更に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 書面会議を行うときは、会長は、第6条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、書面会議について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは、「委員から表明された意見」と読み替える

ものとする。

(守秘義務)

第9条 委員（第7条第1項の代理人を含む。第11条において同じ。）は、個人に関する情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において施行規則第51条の8第3項の協議が調った場合には、同項の申請者は、速やかに関係運輸支局等に法第79条の2の規定による登録の申請を行うものとする。

(報償費の支給)

第11条 協議会は、会議に出席した委員に対し、報償費として日額3,500円を支給する。ただし、第3条第2項第1号及び第5号に掲げる委員には、支給しない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、中間市保健福祉部福祉支援課に置く。

2 事務局は、協議会の庶務を処理するほか、福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。